

○宇城市就学援助費扶助要綱〔教育総務課〕

平成17年1月15日

教委告示第6号

改正 平成21年4月1日教委告示第9号

平成21年12月21日教委告示第25号

平成25年1月18日教委告示第1号

平成26年2月17日教委告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条並びに学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助することにより義務教育の円滑な実施に資するため、宇城市が行う援助（以下「就学援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 就学援助費の支給対象となる者は、宇城市に住所を有し、宇城市立及び国公立の小学校又は中学校（以下「公立学校」という。）に在学する児童又は生徒の保護者（区域外就学者については、この限りでない。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 要保護者に準ずる程度に困窮している者で、宇城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別表の認定基準に基づき就学援助費を支給する必要があると認めたもの

(支給対象費用)

第3条 就学援助費の支給対象となる費用は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新入学児童生徒学用品費
- (2) 学用品費及び通学用品費
- (3) 通学費
- (4) 校外活動費
- (5) 給食費
- (6) 修学旅行費
- (7) 医療費

2 要保護者で、法第12条に規定する生活扶助の決定を受けているものに対しては、前項

第1号に掲げる費用に係る就学援助費について、法第13条に規定する教育扶助の決定を受けている者に対しては、前項第1号から第5号までに掲げる費用に係る就学援助費について、それぞれ支給しないものとする。

(就学援助費の額)

第4条 就学援助費の額は、毎年度予算の範囲内で教育委員会が定める。

(申請)

第5条 要保護以外の者で、就学援助費の支給を受けようとするものは、就学援助申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)並びに必要な書類を、当該支給を受けようとする年度の前年度の2月末日までに、児童又は生徒が在学する公立学校の校長(以下「校長」という。)を経由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期日までに提出するものとする。

(1) 小学校新入学児童 当該新入学年度の4月末日

(2) 年度中途から就学援助の支給を受けようとする者 教育委員会が別に指定する日

2 校長は、前項の規定に基づき保護者から申請書が提出されたときは、その内容を確認し、別表の認定基準の第2項に該当する者については、就学援助支給の必要の有無について意見を付し、これを教育委員会に提出しなければならない。

(認定等)

第6条 教育委員会は、前条の規定に基づき申請書が提出されたときは、その内容を審査し、認定の適否を決定しなければならない。ただし、別表の認定基準の第2項に該当する者については、世帯全員の所得合計額が法に規定する基準額の1.3倍の額を基礎とし、必要な場合は関係する福祉事務所長又は民生委員の意見を聴いて決定するものとする。

2 認定日は、申請書受付月の初日とする。ただし、転入の場合は、転入日をもって認定日とし、日割計算により支給額を決定する。また、転出者については転出予定日、辞退者については異動日をもって取下げ日とし、日割計算により支給する。

3 教育委員会は、前2項の規定による認定の適否を決定したときは、就学援助認定通知書(様式第2号)又は就学援助不認定通知書(様式第3号)により、校長を経由して申請者に通知するものとする。

(執行等についての校長への委任)

第7条 前条の規定に基づき認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、就学援助費に関する請求、受領及び執行について校長に委任するものとする。

2 委任を受けた校長は、就学援助費の請求、受領及び執行について、善良な管理者の注意

をもって事務を処理しなければならない。

(異動報告)

第8条 校長は、認定者に異動があったときは、速やかに、異動報告書(様式第5号)により教育委員会に報告しなければならない。

(支給方法等)

第9条 就学援助費の支給は、認定者から委任を受けた校長に対して行うものとする。校長は、就学援助費を口座振込により支給することができる。

2 市は校長からの依頼により、認定者に就学援助費を口座振込により支給することができる。

3 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第7号に規定する医療費の支給は、医師等からの請求により、当該医師等に支払うものとする。

(認定取下げの申出)

第10条 認定者は、就学援助の認定を受けた後、当該認定に係る就学援助費の支給を受ける事由が消滅したときは、速やかに、就学援助認定取下げ申出書(様式第6号)により、その旨を校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。この場合において、認定者が就学援助費の支給を既に受けているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 認定者が第2条に規定する条件に該当しなくなったとき。

(2) 認定者が虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたとき。

(3) その他教育委員会において認定が適当でないと認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、就学援助認定取消し通知書(様式第7号)により、校長を経由して認定者に通知するものとする。

(補助機関)

第12条 就学援助費の支給事務(以下「支給事務」という。)について、教育委員会が校長を補助機関とする場合は、教育委員会及び校長は、次の事務を行うものとする。

(1) 校長は、教育委員会が作成した就学援助費支給計画書に基づき、就学援助費を支給する。

(2) 校長は、就学援助費個人支給明細書(様式第8号。以下「支給明細書」という。)を作成し、支給の都度整理する。ただし、口座振込による支給の場合は、口座振込明細

表等をもって支給明細書の作成を省略できるものとする。

(3) 校長は、支給事務が完了したときは、支給明細書及び証拠書類等を教育委員会へ提出し、その確認を受ける。ただし、口座振込による支給の場合は、教育委員会が口座振込明細表等により確認を行うものとする。

(4) 教育委員会は、支給事務の適正な執行を図るため、校長が行う支給事務について検査を行う。

(証拠書類の整備)

第13条 教育委員会（教育委員会の補助機関としての校長を含む。）は、保護者からの受領書（医療費にあつては医療機関からの診療報酬請求明細書）及び支給明細書を他の関係書類とともに整理保存するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、就学援助費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年1月15日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の松橋町就学援助費扶助要綱（平成10年松橋町教育委員会告示第1号）又は豊野町就学援助費扶助要綱（平成7年豊野町教育委員会告示第1号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年4月1日教委告示第9号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月21日教委告示第25号）

この告示は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成25年1月18日教委告示第1号）

この告示は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成26年2月17日教委告示第3号）

この告示は、平成26年2月1日から施行する。

別表（第2条関係）

準要保護児童生徒の認定基準
---------------

- 1 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
  - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
  - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
  - ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
  - エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
  - オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
  - カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免
  - キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収猶予
  - ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給
  - ケ 生活福祉資金貸付制度による貸付け
- 2 1以外の者で、次のいずれかに該当する者
  - ア 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
  - イ PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者
  - ウ 学校納付金の納付状態の悪い者又は学用品若しくは通学用品等に不自由している者等で、保護者の生活状態が極めて悪いと認められるもの
  - エ 経済的な理由による欠席日数が多い者
    - オ その他の事情により経済的に困窮していると認められる者

様式第1号(第5条関係)

(表)

平成 年度就学援助申請書

宇城市教育委員会 様

(提出先: 学校長)

平成 年 月 日

(〒 - )

住所 宇城市 \_\_\_\_\_

申請者(保護者) \_\_\_\_\_ 印

〒 \_\_\_\_\_

次のとおり就学援助を受けたいので関係書類を添えて申請します。

なお、就学援助の認定を受けた場合は、校長を代理人と定め、就学援助費の請求、受領に関する一切の権限及び就学援助費に係る支払業務の一切の行為を委任します。

また、就学援助の審査に必要がある場合、住民票及び市民税課税資料を閲覧すること及び認定基準に記載した項目について関係部局に照会することに同意します。

※児童生徒は該当欄に○を付けてください。

該当	氏名	続柄	生年月日(年齢)	同居・別居	職業及び勤務先・学年(新)
家庭 の 状 況		本人(申請者)	( )	同・別	
			( )	同・別	
			( )	同・別	
			( )	同・別	
			( )	同・別	
			( )	同・別	
			( )	同・別	
			( )	同・別	
①住居の状況		持家 ・ 持家(親元居住) ・ 借家等(家賃1月 円)			
②前年度この就学援助を		受けた ・ 受けていない (○で囲んでください。)			

(認定基準) 前年度又は当該年度において該当する項目ア～キに○をしてください。

認定基準	項目	必要書類等
①	ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	( 年 月 日停止、廃止)
	イ 市町村民税の非課税	—
	ウ 天災などによる市町村民税、個人の事業税、固定資産税の減免	税の減免通知書等の写し
	エ 国民年金の掛金の減免	国民年金保険料の免除承認通知書等の写し
	オ 国民健康保険料の減免又は徴収猶予	国民健康保険料減免又は猶予承認通知書の写し
	カ 児童扶養手当の受給	児童扶養手当証書の写し ※有効期限の欄まで分かるようにコピーして提出してください。
	キ 生活福祉資金貸付制度による貸付け	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
②	ア 認定基準①以外の事情の者で、失業・疾病等による所得の減少又はその他の経済的な理由により生活が困窮していると認められる者	所得審査に必要な関係書類の提出を求められます。

(裏)

(振込口座)

就学援助費は、申請者（保護者）名義の口座に振り込みますので、内容を下記に記入してください。  
ただし、各学校の事情により支給方法が異なります。

振込 口座	金融機関名		種別	店番号	口座番号	口座名義
	銀行	支店				(フリガナ)
	金庫	支店	普通			
	農協	支所				

(申請の理由) 申請者全員記入が必要です。詳細に記入してください。

----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
--

(校長の意見) 申請理由が認定基準②アに該当する場合のみ記入。

----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
--

就学援助が必要な児童生徒と判断し、報告します。

平成 年 月 日 宇城市立 学校 校長



様式第2号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

年度 就学援助 認 定 通知書

保護者 住所  
氏名 様

宇城市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありました就学援助につきましては、関係法規等に基づき審査・検討した結果、次のとおり決定したので通知します。

なお、生活の状況に変化のある場合は、速やかに学校もしくは教育委員会までご連絡ください。

1 決定事項	認 定
2 決定年月日	年 月 日
3 援助期間	年 月 日 ~ 年 月 日
4 児童生徒氏名	
5 学 年	



様式第3号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

年度 就学援助 不認定 通知書

保護者 住所  
氏名 様

宇城市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありました就学援助につきましては、関係法規等に基づき審査・検討した結果、次のとおり決定したので通知します。

1 決定事項	不認定
2 決定年月日	年 月 日
3 児童生徒氏名	
4 学 年	

【不認定の理由】

様式第5号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

宇城市教育委員会 様

宇城市立 学校  
校 長 印

年度 就学援助者の異動報告について

このことについて、下記のとおり異動がありましたので報告します。

学年	氏名	住所	異動年月日	異動事由	備考
					給食実日数 日 給食費日額 円

様式第6号(第10条関係)

年 月 日

宇城市教育委員会 様

保護者 住所  
氏名

印

就学援助認定取下げ申出書

現在支給を受けている 年度の就学援助費については、下記の事由により援助が不要となりましたので、認定の取下げを申し出ます。

1 児童生徒氏名(宇城市立 学校)

学年	氏名	性別	学年	氏名	性別

2 異動日

年 月 日

3 理由(該当する番号を○で囲む。)

- 1 就労開始・転職等により、生活状況が好転したため
- 2 世帯構成に変更(婚姻等)が生じ、生活状況が好転したため
- 3 対象児童生徒が就学しなくなったため(転出・転学・死亡等)
- 4 その他(具体的に記入すること。)

4 その他(学校が記載してください)

(給食実日数 日 給食費日額 円)

上記のとおり報告します。

年 月 日

宇城市立 学校  
校長

印

様式第7号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

保護者 住所  
氏名 様

宇城市教育委員会 印

就学援助認定取消し通知書

年 月 日付け 第 号で認定しました就学援助につきましては、審査の結果、下記理由により 年 月 日付けでその認定を取り消します。

1 児童生徒氏名(宇城市立 学校)

学年	氏名	性別	学年	氏名	性別

2 理由

様式第8号(第12条関係)

平成 年度就学援助費個人支給明細書

学校名		学年	
児童生徒氏名			
保護者氏名			

支給時期	学用品費	通学用品費	新入学 児童生徒 学用品費	修学 旅行費	校 外 活 動 費 (宿泊なし)	校 外 活 動 費 (宿泊あり)	給食費	通学費	合計	担当印	校長印
第1期	支給日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	支給額(円)										
第2期	支給日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	支給額(円)										
第3期	支給日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	支給額(円)										
	支給日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	支給額(円)										
	支給日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	支給額(円)										
	支給日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	支給額(円)										

上記の者に、就学援助費支給計画書記載のとおり就学援助費が支給されたことを確認する。

年 月 日

宇城市教育委員会 印

- (備考) ○ 教育委員会が直接給付事務を行った場合は教育委員会の押印を要しない。  
 ○ 教育委員会の補助執行機関として、校長が給付事務を行った場合は、「担当印」欄及び「校長印」欄に押印し、給付事務の完了後、教育委員会の確認を受ける。

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 削除

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第10条関係)

様式第7号 (第11条関係)

様式第8号 (第12条関係)